

公益財団法人日本ソフトボール協会 倫理規程

第 1 条 (総則・目的)

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）の組織運営及び事業遂行に関わるすべての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、当法人の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、もって社会的な信頼を確保することを目的とする。

第 1 条の 2 (適用範囲)

当規程の適用範囲は、評議員、役員及び職員（以下、「役職員等」という）並びに各専門委員会の委員、当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の当法人関係者（以下、「関係者等」という）であり、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第 15 条に定める評議員をいう
- (2) 役員とは、定款第 25 条に定める理事及び監事並びに定款第 32 条に定める名誉会長、顧問及び参与をいう
- (3) 職員とは、定款第 43 条に定める事務局職員をいう
- (4) 各専門委員会の委員とは、定款第 38 条に定める専門委員会の委員をいう
- (5) 当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者とは、当法人に登録する審判員、記録員、指導者、及びチームを構成するすべての者をいう
- (6) その他の当法人関係者とは、定款第 5 条に定める加盟団体の役員、職員及びその運営に関わる者をいう

第 2 条 (組織の使命及び社会的責任)

当法人の役職員等及び関係者等は、当法人の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第 3 条 (社会的信用の維持)

当法人の役職員等及び関係者等は、常に公平かつ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第 4 条 (法令等の遵守)

当法人の役職員等及び関係者等は、関係法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

第 5 条 (適正な経理処理)

当法人の役職員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関して、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

第 6 条 (私的利益の禁止)

当法人の役職員等及び関係者等は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第 7 条 (利益相反の防止及び開示)

当法人の役職員等及び関係者等は、その職務の執行に際し、当法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会運営規程第 16 条に定める理事会の承認を得なければならない。

第 8 条 (人権の尊重)

当法人の役職員等及び関係者等は、他の役職員等の人権を尊重し、パワーハラスメント、差別及びセクシャルハラスメントを行ってはならない。

第 9 条 (情報開示及び説明責任)

当法人の役職員等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会報やホームページに掲載する等して開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

第 10 条 (個人情報の保護)

当法人の役職員等及び関係者等は、業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第 11 条 (研 鑽)

当法人の役職員等及び関係者等は、公益目的事業の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第 12 条 (規程遵守の監視)

当法人の役員は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

第 13 条 (規程の改廃)

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改訂履歴

平成 27 年 1 月 24 日 第 1 条 変更

平成27年1月24日 第1条の2 条文の追加
平成27年1月24日 第2条から第11条 変更